

有害性・物性・用途の例

ホルムアルデヒド(「ホルマリン」は、ホルムアルデヒドの水溶液です。)

1 発がん性(※1)

グループ1(ヒトに対して発がん性あり)

2 感作性(アレルギー)(※2)

- ・気道感作性第2群(ヒトに対しておそらく感作性があり)
- ・呼吸器感作性第1群(ヒトに対して感作性あり)

3 その他の人体への影響(※3)

- ・皮膚を刺激し硬化させ、ひび割れ、潰瘍を生ずる。蒸気は目を刺激し、涙が出る。
- ・吸入すると、粘膜が刺激されてせきが出る。
- ・慢性症状として肝臓・腎臓の障害が起こる。

4 用途の例

防腐剤、消毒剤、塗料、接着剤、メッキ液、農薬、脱臭剤、界面活性剤、有機合成原料

気体(沸点-19.2℃)
空気より少し重い(比重1.08)
水によく溶ける

※1 発がん性は、IARC(国際がん研究機関)の評価による。
※2 日本産業衛生学会の評価による。
※3 人体への影響の
出典は、『化学物質の
危険・有害便覧』(中央
労働災害防止協会)。

1, 3-ブタジエン

気体(沸点-4.4℃)
空気より軽い(比重0.6)

1 発がん性(※1)

グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)

2 その他の人体への影響(※3)

- ・濃厚なガスは麻酔作用を示す。(希薄なときは顕著には現れない。)
- ・皮膚・目・鼻の粘膜などを刺激して、炎症を起こすことがある。

3 用途の例

合成ゴム原料(SBR, NBR等)、ABS樹脂、ナイロン66の原料

硫酸ジエチル

無色の液体(沸点209℃)

1 発がん性(※1)

グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)

2 その他の人体への影響(※3)

- ・眼、皮膚、気道を刺激する。
- ・エーロゾルを吸入すると肺水腫を起こすことがある。
- ・飲み込むと、腹痛、灼熱感、吐き気、咽頭痛を引き起こすことがある。

3 用途の例

エチル化剤(染料原料、医薬品原料、農薬原料等)、ファインケミカル工業での使用

各物質ごとの主な規定の適用 (一覽)

法令	条文	派遣	規制内容	物質名			法令	条文	派遣	規制内容	物質名		
				ホルムアルデヒド	1・3・ブタジエン	硫酸ジエチル					ホルムアルデヒド	1・3・ブタジエン	硫酸ジエチル
特定化学物質障害予防規則(特化則)	4	先	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式	○		36の2	先	測定結果の評価	○			
				局排	○					管理濃度(ppm)	0.1		
				フッ素	○					36の3	先	評価の結果に基づく措置	○
	密閉式	○	特別規定(38の17)	特別規定(38の18)	○								
	局排	○				37	先	休憩室	○				
	5	先	特定第2類物質または管理第2類物質に係る設備	○		38	先	洗浄設備	○				
	7	先	局排の性能	0.1ppm	0.5m/sec	0.5m/sec	38の2	先	飲食等の禁止	○			
	8	先	局排等の稼働時の要件	○	○	○	38の3	先	掲示	○	○	○	
	12の2	先	ぼろ等の処理	○			38の4	先	作業記録	○	○	○	
	第4章	先	漏えいの防止	○			38の17	先	特別規定		○		
27	先	作業主任者の選任	○			38の18	先	特別規定			○		
安衛則	36	先	作業環境の測定	実施	○		39,40	先	特殊健康診断				
				記録の保存	30年			42	先	緊急診断	○		
								53	先	記録の報告	○	○	○
安衛法	45	元	特定業務従事者の健康診断		○		57	—	表示	○	○		
							57の2	—	文書の交付	○	○	○	

今回新たに義務付けられた規定 ※「安衛則」は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) ※「安衛法」は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 ※「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」が派遣先事業者、「元」が派遣元事業者を表す。
 ※ 安衛法第57条(表示)及び第57条の2(文書の交付)の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。